

概 要

被災者の死亡は、業務上の事由によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、警備会社Aに警備員として雇用されB社の警備業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日業務中に倒れ〇病院に搬送され、「脳出血」と診断された。その後請求人は入院・治療を続け、退院後も右上下肢麻痺等が続き、現在もリハビリ等の療養を行っている。

請求人は、上記日時に発症した脳出血（以下「本件疾病」という。）の発症原因は、長時間労働に加え、B社守衛のパワーハラスメント等の精神的緊張等が加わった業務上の疾病であるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務に起因する疾病ではないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人は長時間労働に従事していただけではなく、もともと精神的緊張を伴う警備業務を担いながら警備業務以外の業務も担わされ、寒冷等の作業環境も請求人の身体に負担を生じさせた。その上、B社の守衛より請求人は恒常的なパワーハラスメントを受け、長期間にわたり精神的緊張を強いられていたが、本件疾病の発症直前から前日までの間において、この守衛とのトラブルにより、A社に請求人の交代を求める要求があったことで極度の精神的緊張を強いられたという異常な出来事があったために本件疾病を発症したものであり、本件疾病と業務との間に、相当因果関係が認められる。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人に発症した疾病は「脳出血」と判断でき、認定基準の対象疾病には該当するものである。

(2) 以下の通り、発症直前から前日までの間における異常な出来事、短時間の過重業務及び長時間の過重業務は認められない。

ア 発症直前から前日までの間における異常な出来事は認められない。

イ 発症前おおむね1週間について過重業務は認められない。

ウ 発症前6か月間において、時間外労働時間数は業務と発症との関連性が強いとされるおおむね80時間には至っておらず、かつ、1日の業務の中で手待ち時間も確認されていることから、労働密度が特に高いとは認められない。また、請求人はいじめによるストレス

を申し立てているが、調査結果から精神的緊張と評価するまでには至らないものと判断される。

4 審査官の判断

(1) 対象疾病及び発症時期

請求人に発症した本件疾病は「脳出血」で認定基準の対象疾病であり、発症時期は、平成〇年〇月〇日と判断される。

(2) 異常な出来事についての判断

発症直前から前日までの間に発生した出来事は、B社守衛とのトラブルであり、守衛がA社に対して請求人の交代を求めるような内容の連絡を発症前日に行ったことから、発症当日の朝に、B社を訪問したA社の部長と係長に会った請求人が、何らかの興奮状態を生じるような出来事があったこと、並びに、仙台地方で最も寒冷な時期に、温度差が20度以上ある室内外を出入りしたという作業環境の変化を体験した出来事であったと推定される。

しかし認定基準では、異常な出来事と認められるか否かは、①通常の業務遂行過程においては遭遇することがまれな事故又は災害等でその程度が甚大であったか、②気温の上昇又は低下等の作業環境の変化が急激で著しいものであったか等について検討し、これらの出来事による身体的、精神的負荷が著しいと認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断することとされているので、この認定基準に照らすと、上記の出来事をもって認定基準の「異常な出来事」と断ずることは困難である。

(3) 短期間の過重業務についての判断

発症前おおむね1週間という、発症に近接した時期を評価期間として請求人の業務の過重性について判断するに、守衛とのトラブルとそれを起因とするA社の本社幹部の来訪という発症当日の朝の出来事については、認定要件「精神的緊張に伴う業務」の「上司、顧客等との大きなトラブルがあった。」に該当する出来事と評価できるが、認定した事実のみをもって精神的緊張の程度が、「特に著しい」出来事であったとは認めがたい。

また、請求人は、発症前おおむね1週間の労働時間は普段より短くなっている。

さらに、発症前1週間は、温度環境も厳しかったと言わざるを得ないが、防寒具で寒さを調整できていた事実が認められる。

以上の諸事実を総合判断すれば、請求人の短期間の過重業務については、認定要件上「特に過重な業務」であったとまでは判断できない。

(4) 長期間の過重業務についての判断

請求人の労働時間を算定するに当たり、昼の休憩時間は15分程度であったことが認められ、また、始業時刻以前に宅急便の受付等の業務を30分程度行っていたことが認められる。これらのことを前提として、請求人の発症前おおむね6か月間の1か月あたりの労働時間をみると、請求人の発症前2か月間ないし6か月間における1か月あたりの平均時間外労働時間は、いずれも80時間を超えている。

また、請求人は、連続する37日間に休日を1日しか取得しておらず、不規則な勤務に従事していたといえる。

この長時間労働等の労働実態をA社の同種労働者や同僚労働者と比較したところ、請求人が最も長時間労働を行っている実態が認められた。

請求人の日勤勤務は、労働基準法41条第3号の監視又は断続的労働に相当する労働密度が低い業務とも考えられるが、B社に対する調査結果からは、請求人の業務が労働密度の低い業務であったとは認められない。

なお、請求人は、B社の守衛より日常的なパワーハラスメントを受けていたと疑うに十分な関係者の証言があり、発症の経緯を見ても前日の守衛とのトラブルが大きく関係しているとも疑われるが、長期間において「上司、顧客等との大きなトラブルがあった。」ことによる精神的緊張を負荷要因として評価することは困難である。

しかしながら、上記のとおり、請求人の発症前おおむね6か月という評価期間における長時間労働や休日のない連続勤務の実態、加えて、不規則勤務とも評価できる勤務の負荷要因を総合的に検討すれば、精神的緊張という負荷要因を評価しなくとも、この期間の請求人の業務は、認定基準の「特に過重な業務」に該当すると判断せざるを得ない。

(5) 請求人には高血圧のリスクファクターは認められるが、医師の指示では「要経過観察」とされており、また、発症するまで高血圧症の治療や服薬の履歴はない。

(6) 以上より請求人は本件疾病を発症する前おおむね6か月間に、認定要件の「特に過重な業務」に従事していたものと認められる。

したがって、請求人に発症した本件疾病は業務に起因する疾病であると認められ、監督署長が請求人に行った療養補償給付等の不支給処分は妥当ではない。